

平成 27 年度第 3 回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成 28 年 3 月 28 日（月）午後 1 時 30 分開会

場 所：北海道庁赤レンガ庁舎 1 階 5 号会議室

1 開 会

○事務局（宮岡青少年担当課長） 皆様、本日はお忙しいなかご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まだお一人おみえになっておりませんが、定刻となりましたので、ただいまから、平成 27 年度第 3 回北海道青少年健全育成審議会を開催させていただきます。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課で青少年担当課長をさせていただいております宮岡と申します。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長の佐藤から、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○事務局（佐藤くらし安全局長） 環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、この年度末ということで、何かと大変ご多忙のところ、本審議会に出席をいただきまして、感謝申し上げます。また、日ごろから、青少年の健全育成につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っていることに対しまして、厚くお礼を申し上げるしだいでございます。本日の会議でございますけれども、青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために策定しております北海道青少年健全育成基本計画、どさんこユースプランでございますけれども、その本年度の推進状況や、例年実施している青少年の意識・意見調査の結果等を報告させて頂きたいと考えております。また、昨年 12 月でございますが、試行というかたちで実施いたしましたインターネットを利用した若者へのアンケートの結果につきまして、報告をさせていただいた上で、前回審議会に引き続きまして、道政への若者の意見の聴取と反映について、意見交換をお願いすることとしているところでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、是非、忌憚のないご意見をいただきまして、本道の青少年の健全育成にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） ここからは、座って進行させていただきたいと思っております。本審議会は、本年度中に第 5 期としての委員の改選がありましたため、前回の審議会において、委員の皆様、事務局担当者の自己紹介の場を設けさせていただきました。議事に入ります前に、前回出席のかなわなかった委員の方に、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、鹿野内委員、お願いいたします。

○鹿野内委員 はい。北海道中学校校長会から参りました、札幌市立羊丘中学校の鹿野内と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 続きまして、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 皆さん、こんにちは。日本ガーディアン・エンジェルズ札幌支部の支部長菅原でございます。2 年目になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 最後に、家守委員、お願いいたします。

○家守委員 公募委員として参加させていただきます、家守来武と申します。普段は、NPO 法人ワーカーズコープに所属して、現場は、苫小牧にあります地域若者サポートステーションという厚生労働省がやっている 10 代から 30 代までの方の就労支援をしております機関で、胆振、日高管内を対象区域としてや

っております、その責任者をしております。こういう場合は、初めてでございます、分からない点が多々ありますが、よろしくお願いいたします。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 皆様、どうもありがとうございました。ここで、局長の佐藤につきましては、次の公務が控えておりますので、退席させていただきます。

○事務局（佐藤くらし安全局長） それでは、失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議 事

○事務局（宮岡担当課長） それでは、会議に移らせていただきます。はじめに、会議の成立について、ご報告を申し上げます。北海道青少年健全育成条例第 50 条第 2 項の規定によりまして、審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができないとされているところですが、本日は、定数 15 名のうち、秋葉委員がまだお見えではありませんが、10 名のご出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。また、本日、オブザーバーとして、青少年行政を推進するために道庁内に設置しております、北海道青少年健全育成推進本部の幹事会の皆様が出席しておりますことを併せてご報告させていただきます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料 1 から資料 5 までをお配りさせていただいております。欠落しているもの等、ございませんでしょうか。

本日の会議の終了は、午後 3 時 30 分を予定してございます。会議の進行につきまして、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。以後の進行は、恐れ入りますが、寺島会長にお願いを申し上げます。

○寺島会長 はい、寺島でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。いま、宮岡課長から説明がありましたが、資料 1 から 5 まで、資料がございますが、その前に 3 枚の書類がございます。一番上が平成 27 年度第 3 回北海道青少年健全育成審議会としまして、本日の次第となっております。「1 開会」、「2 あいさつ」が終わりましたけど、「3 議事」の「(1) 報告事項」がアからエまでございます。そして、「(2) 意見交換」ということで、「若者意見の聴取について」となっております。前回の審議会に引き続きまして、この「若者意見の聴取について」ということで、委員の皆様からご意見を頂戴するということでございます。そこで、前回の審議会では、出席をいただきました委員の皆様全員に一通り、ご発言をいただきましたので、本日は、まずは、前回欠席でいらっしゃいました鹿野内委員、菅原委員、家守委員に、この部分でご感想、ご意見を頂戴したいと考えておりますので、あらかじめ、そのようにお願い申し上げておく次第でございます。時間の関係もでございますので、その際は、お一人 2 分程度でお願いできればと思います。あらかじめ、ご理解を賜ればと存じまして、一言、申し上げました。

それでは、次第にございます、「3 議事」の「(1) 報告事項」のところから始めさせていただきます。「ア」の「有害図書類の指定状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（佐伯主任） はい、青少年グループの佐伯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。有害図書類の指定状況についてでございますが、社会環境整備部会の設置要綱のなかで、部会での議決の結果を本審議会に報告することとなっておりますので、今回、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、有害図書類の指定について、若干、補足説明をさせていただきます。資料 1 をご覧下さい。資料 1 の下に、「有害図書類に関する規定」の抜粋を掲載しております。北海道青少年健全育成条例では、第 16 条において、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書類を有害図書類として、青少

年に対する販売等を禁止しております。今回、報告いたしますのは、第16条第1項第3号を根拠にして、知事が指定したものでございます。この指定は、条例第54条で、審議会への諮問事項とされており、知事は、あらかじめ審議会に意見を聴く必要がございますが、有害図書類に関する審議につきましては、平成19年5月31日の審議会において、社会環境整備部会に付託する旨の決定をしておりますため、社会環境整備部会の委員の皆様、事務局が選定した図書類を見ていただきまして、青少年の健全な育成を害するおそれがあるか否かの審査をしていただいているところでございます。

なお、有害図書類としての指定は、北海道公報に掲載して告示するとともに、図書組合や取扱事業者などへ通知するほか、有害図書類を青少年に販売するなどの行為に、罰則を設けていることから、捜査機関である警察や検察庁、最終的な処分権限を有する裁判所にも通知しているところでございます。

今回ご報告させていただくのは、平成27年度に有害図書類に指定した図書類でございまして、いずれも、条例第16条に規定されております、著しく粗暴性を助長する、又は性的感情を刺激する、又は道義心を傷つけるといった理由により、指定したものでございます。なお、昨年6月30日指定の図書類は、6月18日開催の部会で、8月4日指定の図書類は、7月23日開催の部会で、11月24日指定の図書類は、11月11日開催の部会で、本年2月16日指定の図書類は、2月3日開催の部会で、それぞれ審査していただいたところでございます。以上でございます。

○寺島会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から、有害図書類の指定状況について報告をいただきましたが、委員の皆様から、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(発言無し)

○寺島会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、有害図書類の指定状況につきましては、以上といたしまして、続きまして、報告事項の「イ」でございまして、北海道青少年健全育成基本計画、どさんこユースプランの推進状況について、事務局から、報告をお願いいたします。

○事務局（盛本主査） 道民生活課の盛本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）推進状況につきましては、先週24日に、道庁内での推進体制であります北海道青少年健全育成推進本部の幹事会で承認を受けているところでございます。本日は委員の皆様、その旨をご報告させていただきたいと思っております。

資料2をご覧ください。はじめに、北海道青少年健全育成推進状況の位置付けについて、ご説明いたします。平成20年3月に策定いたしました「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）」で適切な進行管理のため、推進状況を把握することとされております。基本計画は昨年3月に改訂いたしました。推進状況につきましても、新たな取組を記載しているところでございます。資料2の1ページになります。基本計画の改訂に伴いまして、左から2列目、基本方針欄に記載しております「Ⅲ社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり」を追加しております。2つほど右の欄になりますが、主な取組として、ニート・ひきこもりの青少年を支える取組の推進や経済的困難を抱える家庭を支える取組の推進など、5つの取組を記載しております。平成27年度は、これら5つの取組について、新たに関連する事業を記載しているところです。具体的には43ページになります。主な取組(31)ニート・ひきこもりの青少年を支える取組の推進として、それぞれ事業を記載しております。同様に、44ページでは、主な取組(32)経済的困難を抱える家庭を支える取組の推進、45ページ以降は、(33)ひとり親家庭等の支援、(34)不登校対策等の推進、(35)障がい等のある青少年の支援についての取組をそれぞれ記載しているところです。

次に2ページに戻ります。こちらが、関連事業をまとめました関連事業費一覧になります。ご覧いただいておりますが、この間、道庁全体で取り組まれております、予算要求時点のマイ

ナスシーリングの影響もございまして、全体的に予算は削減傾向にあります。こちらで、主な取組「(28) 起業の支援」の欄で大きくマイナスが目立ちます。細かい中身は 40 ページに記載しておりますが、40 ページの事業番号 175 番、中小企業総合振興基金の予算額が約 17 パーセント減額となっているところがございます。もともと大きい予算額のところに、約 17 パーセントの減額が影響しているところです。また、3 ページに戻りまして、「(33) ひとり親家庭等の支援」についてですが、こちらでもマイナスの数字が目立っているところがございますが、こちらにつきましては、45 ページに個別の事業を記載しており、197 番の私立高等学校等生徒奨学事業費、198 番の私立高等学校等就学支援事業費補助金、204 番の児童扶養手当支給費がそれぞれ大きく減額となっております。こちらは、さきほどの 17 パーセントほどではなく、3 パーセントから 5 パーセント強、7 パーセントというマイナスの状況になっているところです。

こうしたマイナスが目立つ状況にありますけれども、いくつかの事業につきましては、新たに取組まれているところもがございます。13 ページをご覧くださいまして、「(8) いじめ対策等の推進」になりますが、事業番号 48 番、北海道教育庁で取組まれているものでございますが、子ども相談支援センター、この時点では仮称の事業費でございますが、昨年 10 月 1 日に開設されました、北海道教育委員会の子どもの相談センターに係る経費であります。いじめや不登校、体罰など、学校等で生じる問題につきまして、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う、そのために専門スタッフを配置して電話やメール、面会相談を行っているところです。初年度は 28,232 千円の予算を計上しております。

主だったところは、こういったところがございますが、63 ページを開いていただきまして、こちらは、主要な指標及び数値目標ということで、計画のなかでも定めておりますけれども、こちらの 26 年度末での実績を記載しております。このうち、番号 4 番、7 番、9 番、10 番、12 番、15 番、22 番、23 番、24 番、25 番、26 番につきましては、昨年末の計画の改訂時点から、新たに主要な指標に加えているところです。こちらの主要な指標の見直しに伴いまして、記載する数値を含めて、今回、このページ自体を作り直しておりますので、昨年公表しているものとは、若干違っております。次の、64 ページになりますが、同じく参考指標につきまして、平成 26 年度末の数字を記載しております。なお、この推進状況については、追って、ホームページの方でも、公開していく予定です。以上でございます。

○寺島会長 はい、ありがとうございます。ただいま報告いただきました件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○家守委員 質問なのですが、64 ページの参考指標のところ、基本方針Ⅱ番の「青少年の自立を促す環境づくり」のフリーター数と若年無業者数、9 万人と 3 万人という数字がありますが、この根拠といえますか、どういうところから、この数字になっているのかを参考までお聞きしたいのですが。

○事務局(加藤主幹) こちらの数字につきましては、担当課でおさえている数字なのですが、国の方で平成 18 年に実態調査を行っておりまして、その比率に道内の対象人口を計算した推計値となっております。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○河合副会長 質問があります。単純な質問なのですが、同じく 64 ページの参考指標のところ、現状値と書かれておりまして、括弧として計画策定時と記されておりますが、ここがよく分かりにくく思っていたところ、説明いただけますでしょうか。

○事務局(加藤主幹) その現状値につきましては、平成 26 年にどさんこユースプラン自体を改訂

させていただいたのですが、その時にある数字で直近のものを採用しているようなかたちになっております。

○河合副会長 この後、ホームページに載せるということですから、その辺の記載も追加される必要があると思うのですが。

○寺島会長 はい、ありがとうございます。現状値（計画策定時）というのが、いつの時点のどのようなデータを根拠としているのか、注記されているのが望ましいという趣旨でよろしいですね。

○河合副会長 はい。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○秋葉委員 よろしいですか。すみません、遅れてきました、申し訳ありません。43ページのひきこもり対策のところですが、ひきこもりといったときに、年代によって色々と違うと思うのですが、ここで言うひきこもりの定義がどのようになっているかということと、それと、参考資料のところ、道内にどれ位のひきこもりの人がいるのか、データとしてあるのかどうか、教えていただきたいというのと、もう一点は、奨学金の貸付のことがありましたが、それが結局返さなければいけない借金として理解してよろしいのか伺います。

○事務局（加藤主幹） ひきこもりの定義でございますが、いま手元にはないのですが、国の方で「子供・若者白書」に記載がございます。こちらにつきましては、自分の趣味の時だけ外出されるというような比較的軽度なものから、全く家から出てこれないというようなものに分けられております。

○事務局（宮岡青少年担当課長） いま、主幹の発言の途中でありましたが、申し上げたとおり、国では、ひきこもりについて、広くとらえるのと狭くとらえているのがございます。広くとらえているといいますと、いわゆる、自分の趣味のためには外歩きができるけれども、それ以外は家にいるというのが広義でございます。狭義になりますと、いわゆる、ほぼ外に出歩くことができなくなるというものです。委員の質問にありました、それがどちらの概念なのかという点につきましては、恐れ入りますが、我々が原課に確認しておりませんでしたので、次回の際に、ご報告させていただきたいと存じます。道内の数につきましては、恐れ入りますが、私たちの方で押さえているデータはございません。以上でございます。

○寺島会長 申し訳ございません。ひきこもりの程度について、もう一度整理してご説明いただけますか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） すみません、原典が手元にございませぬので、正確なところではありませんが、広義、広い意味でのひきこもりというのは、いわゆる、自分の周囲ですとか、そういったところには外出が可能である。狭義、いわゆる狭い範囲でのひきこもりは、もっとそれが進行しているということで、日常生活を営む上でほぼ自宅に引きこもっている方を指しております。

○寺島会長 この事業については、広い、広く対象としているということなのでしょうか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） この事業がどちらを指しているかまでは、恐れ入りますが、私どもでは確認しておりませぬので、次回報告させていただきたいと思っております。

○寺島会長 はい、よろしくお願いします。

○原委員 すみません、基本的なことで申し訳ありません。この北海道青少年健全育成基本計画なのですが、これの対象とされている年齢というのは、何歳から何歳までとなっていますか。

○事務局（加藤主幹） 昨年改訂させていただいたごさんこユースプランなのですが、基本的には、概ね 30 歳までを対象としているものでございます。ただし、子ども・若者支援法の精神に鑑みまして、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対する支援につきましては、30 代も対象としているところでございます。

○原委員 下の方は何歳くらいからですか。

○事務局（盛本主査） 下限はございませんので、生まれた時からということになります。それと、非行防止や福祉の阻害という観点からは、条例上、18 歳までとなっており、計画上も非行防止などの対象は 18 歳までとなっております。また、健全育成となりますと概ね 30 歳まで、困難を有する、いわゆるニートやひきこもり対策になりますと 30 代までと、大きく三つに分かれております。

○寺島会長 たいへん失礼いたします。さきほど、秋葉委員からのご質問で、奨学金が返済を要するの点についての回答は、いかがでしょうか。

○事務局（加藤主幹） はい、返済を伴うものでございます。

○秋葉委員 通常の教育ローンとかと比べて利率などはどうなっていますか。

○事務局（宮岡担当課長） 無利息が主なものになります。

○寺島会長 そのほか、いかがでしょうか。次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

（発言無し）

○寺島会長 それでは、続きまして、報告事項の「ウ」の方に進ませていただきたく存じます。「ウ」の青少年の意識・意見調査について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（加藤主幹） はい、青少年グループの加藤と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。資料 3 をご覧下さい。

平成 21 年度から行っております青少年の意識・意見調査についてですが、今回で 7 回目となりました。

青少年の幅広い分野における意識や意見を長期的に調査するという趣旨・目的から考えまして、ようやく一定期間のデータが集積されつつあると考えております。調査につきましては、今年度も、例年と同様に、全日制は 4 年で一巡するよう、あらかじめ割り振りを行っております。今年度 68 校、定時制は、全日制との違いを比較するなどの趣旨により平成 24 年度から実施しておりますが、全 42 校を対象として、全日制は 4 名、定時制は 2 名ずつ、学校に高校 2 年生の選定を依頼して、記載をいただいております。調査票は生徒さんが記載した後、直接ポストに投函いただき、振興局に送付されますので、先生の目に触れずに回答票が道に届いていることとなります。データが蓄積されたこともあり、平成 21 年度から実施しております、全日制の生徒さんの推移についてまとめました。特徴的な所を中心に説明させていただきます。

1 ページをお開きください。まず、青少年の家庭や親子関係の考え方についてですが、Q1 の「親

の意見にできる限り従うべきだ」については、肯定意見、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が6割を超えているものの、平成26年度をピーク減少に転じました。また、「そう思わない」という強く否定的な意見が今年度初めて15%を超えました。

次に、2ページでございますが、Q3の親の扶養については、肯定意見が8割を超えていますが、平成25年度をピークに減少傾向にあります。

次に、3ページでございますが、青少年の生き方や道徳観・倫理観についての質問を設定したのに対して、「あなた自身の「生き方」として考え方に最も近いものはどれですか」という質問に対して回答したものでございます。これにつきましては、aからgまで7つの質問がございますが、特徴的なのは、bの「努力は必ず報われるので、何がなんでも一生懸命がんばっていく」については、肯定意見、「全く賛成」、「どちらかといえば賛成」が多い傾向にあるものの、平成24年度をピークに減少傾向にあり、今年度初めて8割を切りました。

次に、4ページでございますが、cの「自分自身が何事においても、しっかりしていればそれでよい」も、肯定意見が多いものの減少傾向にあり、今年度は、初めて6割を切りました。

このような傾向は、次のdの「人生は、その時が楽しければそれでよい」や、5ページのeの「家族や友人に囲まれて、楽しく暮らしていきたい」も同様の傾向にございます。

次に、7ページでございますが、Q5でございます。aからmまでの13の行為について、どう思うかという質問です。aの「親に反抗すること」は、「やってもいい」、「やってはいけない」とも減少傾向にあり、「いちがいに言えない」、「わからない」が増加傾向にあります。

また、8ページに入りまして、cの「いじめをすること」やdの「納得いかないことを暴力で解決しようとする」と、次のページになりますが、eの「万引きをすること」などにつきましても、「やってはいけない」が多数であるものの、減少傾向にあり、近年、「いちがいに言えない」、「わからない」が微増する傾向があります。一方で、飲酒に対する厳しい時代背景を反映しているのか、9ページのfの「酒を飲むこと」とか、13ページのnの「脱法ハーブに関する質問」などは「やってはいけない」が増加する傾向にありまして、広報などの成果がでていのではないかと考えられます。

次に、青少年の悩み事に関する質問ですが、15ページのQ7をご覧ください。悩みごとについて誰に相談するかでございますが、大きな傾向には変わりはないものの、「担任の先生」が増加傾向にあり、また「相談機関」、「相談相手がない」も増加傾向にあります。さらに、「ネット・携帯だけの友達」も5%程度ある状況でございます。

16ページの学校生活についての質問についてですが、Q8の「学校に通う意義」についての質問に対しては、「一般的・基礎的知識を身に付ける」が最も多く、上位に変化はないものの、「学歴や資格を得る」や「職業的知識を身につける」が増加傾向に、逆に「友達との友情をはぐくむ」、「先生の人柄や生き方から学ぶ」が減少傾向となっております。

次に17ページですが、Q9の学校への満足度を問う質問については、aの「授業の内容ややり方のこと」の肯定意見が増加傾向にあるものの、18ページのc「クラスメイトのこと」やdの「部活動やクラブ活動のこと」、次のページになりますが、eの「学校生活のきまりのこと」、fの「学校の設備や施設のこと」は、肯定意見が上昇傾向にあったものが、近年減少傾向に転じております。

次に21ページからの青少年の働くことに関する考え方の質問ですが、特徴的なものとしては、21ページのQ12の「仕事を選ぶ際に、重視すること」でございますが、1番、2番の「収入」、「仕事の内容」は変わらないものの、3番目が今回から、「自分の夢」から「職場の雰囲気」に変わっております。また、「収入」、「職場の雰囲気」、「労働時間」が増加傾向に、「自分の夢」、「将来性」、「専門的な知識や技能を生かせること」が減少傾向にあります。

23ページ、Q13の「青少年がニートになると思われる要因」に関する質問でございますが、3年連続して、「地域・近所の協力・助け合いの減少」が最も多くなっているところでございます。

24ページからの、男女の役割や結婚に関する質問ですが、Q14の「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」については、否定意見が平成25年度まで増加傾向にあったものが、減少傾向に転じており、また、「わからない」が増加傾向にあります。また、Q15の「子どもが小さいときは、子どもの世話

をするのは、母親でなければならない」については、否定意見が6割前後と安定しているものの、強い否定意見である「反対」も、強い肯定意見である「賛成」のいずれも増加傾向にあります。

25 ページのQ16-1の結婚観については、肯定意見が多数であるもの平成25年度をピークに減少傾向あります。また、「わからない」が近年増加傾向にあります。

次に、27 ページのQ16-3について、結婚しなくて良い理由又は結婚しない方が良い理由を3つまで選択する質問につきまして、今年から追加した選択肢である「家庭生活を維持できる収入を確保できるか経済的に不安」を4人に1人が選択しております。

次に、28 ページからの地域やこれからの社会についての質問に関しては、今回の調査では、例年に比べまして大きな変化はありませんでした。

最後に、北海道青少年健全育成条例と青少年のための取組に関する質問についてですが、特に、携帯電話関係につきまして、ご説明いたします。34 ページのQ23-1の携帯電話又はスマートフォンの所有につきましては、スマートフォンが95%を超えており、また、Q23-2のフィルタリングについては、未だ4割弱が利用していない状況にあります。一方で、1ページ戻っていただいて、33 ページのQ22ですが、フィルタリングの必要性については、「必要かどうかは親と相談して決める」と「個々の設定について保護者と決めるべき」の合計が7割程度と高く、「フィルタリングが必要」、「フィルタリングが不要」と自分の意思に関する回答は、どちらも減少傾向にあります。自分だけで決めるよりも、親と相談して決める傾向が高まっております、広報や一連の報道が功を奏しているように思われます。

全体を通じますと、これまで、良い傾向に流れてきたと考えられるものについて、近年、好ましくない方向に転じつつあるのではないかと懸念をもっている部分もございまして、これが一時的なものなのかどうかなど、今後とも動向を注視する必要があるのではないかと考えているところです。以上です。

○寺島会長 ありがとうございます。ただいま、詳細をご報告いただきました件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○鹿野内委員 非常に答えづらい部分かも知れませんが、それぞれの項目につきまして考察がされているわけですが、事務局として、全体像というのでしょうか、最近の青少年の全体像をどういう風にとらえているのか、なかなか簡単には答えづらいのかも知れませんが、どんな特徴があると捉えているのかお聞きしたい。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 私の個人的な感想ではございますけど、アンケートの結果を見ましたときに、私どもがいわゆる青少年であった時に比べて、反社会的な考え方は減ってきているのではないかと考えられますけれども、自分で判断できないですとか、非社会的あるいはニート・ひきこもりに見られる社会性から目を背けるようなところが、先程来、主幹が説明したように、増えてきているのかなと感じております。すみません、個人的な意見でございますけれど。

○寺島会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

（発言なし）

○寺島会長 これについて、事務局から何かご案内として付け加えることはありますでしょうか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） はい、先ほど主幹も説明しましたが、状況が変わらない項目もあれば、気になる項目もございましたので、私どもとして、先日開催いたしました道庁内の青少年健全育成推進本部の幹事会の方にご報告申し上げて、道としても、今後も、この推移を見守っていこうと

いうことを提言させていただいたところでございます。今回の結果をもって、直ちにどうかしようという水準ではないのかなと考えております。

○寺島会長 ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。報告事項の「エ」の「若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）の実施結果について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（盛本主査） 若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）につきましては、昨年11月の第2回審議会でも中間報告をさせていただいているところですが、結果をとりまとめましたので、改めてご報告いたします。資料5に添付しております概要版に沿って説明いたします。

目的につきましては、冒頭に記載のとおり、若者の意見を道政に反映する仕組みづくり等に向けて、効果的な意見聴取の方法を検討するため、インターネットを活用したアンケート調査を試行したものです。アンケート調査の概要ですが、期間は9月28日から約2ヶ月間、道内在住の29歳までの者を対象として、道庁ホームページに設けたアンケートフォームに入力していただく方法により行っております。質問内容は、今後の意見聴取に向けて周知方法などを聴くほか、今後の若者の意見聴取に向けた参考とするため、道政分野の中で特に関心が高いものや、分野別に特に力を入れるべきものは何かなどについて、意見を聴いております。

アンケート調査の結果ですが、901件の回答が寄せられ、今後の若者からの意見聴取に向けて、一定の方向性が見え、また、多様な意見を聴くことができたというところです。年齢や性別、既婚・未婚別の回答数も概ね人口に応じた比率でした。昨年11月に報告させていただいた際に、公務員の回答が多いことを報告しているところですが、最終的に公務員からの回答が最も多いという結果になっております。

質問項目ごとの結果についてですが、質問1(1)では、学校や職場を通じて知った人が約3分の2に達し、インターネットから知った方は16.1パーセントにとどまっております。道のホームページやブログを見てという項目につきましては、年齢層が高くなるに従っておおむね増加しております。

質問1(2)では、今回の調査方法と同様にインターネットを活用した定型フォーム入力方式によるアンケート調査を望む人が約半数を占めております。さらに、電子メールやSNSなどの方法を加えますと、全体の4分の3がインターネットを活用した取組を求めている結果となっております。また、会議やSNSの利用など双方向での方法を望む意見も33.3パーセントに達しています。

質問2では、「日常のくらしや医療・福祉に関すること」が39.0パーセントと最多でした。その他の項目については、10パーセントから15パーセント程度となっております。

次のページになります。質問3(1)では、「安定的な働く場の確保」、「地域の特性を活かした産業の振興」がそれぞれ50パーセントに達しています。農林漁業の振興、中小企業や商店の振興、観光産業の振興についても、それぞれ40パーセントとなっております。

質問3(2)では、「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」が60パーセントを超えています。「地域医療や介護・福祉サービスの充実」も50パーセントを超え、子育てや医療への支持が高くなっております。

質問3(3)では、「子どもや青少年の育成」が50パーセント近くとなっております。その他、「地域のコミュニティづくり」、「道路、水道、公園、道営住宅などの充実」といったところが、30パーセント台となっております。なお、これら調査結果につきましては、道の「新しい総合計画」における参考資料として活用されているところでございます。

今回の調査手法についてのメリット、デメリットについてでございますが、メリットなどとして、インターネットを活用した定型フォーム入力方式を望む回答が半数と最多であります。他の媒体利用も含めると8割の人が今後もインターネットの活用を求めています。また、集計作業が容易であり、安価に実施することができたと考えております。デメリット・課題などについてでございますが、インターネットを通じてアンケート調査を知った旨の回答は16.1パーセントにとどまっております。

周知方法につきましては、さらに検討が必要と考えているところです。2点目として、今回、自由意見も多く寄せられましたが、定型フォーム入力方式では多様な意見を十分に聴取することが難しいということでございます。3点目として、双方向での議論の深化を望む回答が33.3パーセントありましたが、定型フォーム入力方式では、この意見に応えることができないということでございます。

今後の取組についてでございますが、今回実施いたしました調査は、回答する方にとって参加しやすい方式であることが、多くの回答を得ることができた大きな理由と考えております。また、調査する側といたしましても、調査経費が安価であることや集計も容易であることなど意見聴取の手法として適当なものであったと考えております。双方向での意見交換を望む回答も多くありましたが、特定のテーマに関して意見の方向を調査するのではなく、幅広く意見を聴取する上では効果があると考えられるため、これにふさわしいテーマ選定や意見の把握の方法について検討する必要があると考えております。回答者の職業に偏りがみられた、インターネットから情報を得た方の割合が低かったことでもありますので、偏りの少ない、より多くの参加者を得るための周知方法などについて、今後、さらに検討が必要と考えているところでございます。

次に、資料4としてお配りしております、若者世代の意見の聴取と道政への反映方策の検討の中間まとめについてであります。こちらにも添付している概要版に沿って、説明いたします。この中間まとめは、ただ今説明いたしました、「アンケート調査（試行）」を含め、これまでの取組をいったん取りまとめたものであります。1の検討の背景や、2の意義・必要性については、記載のとおりであります。少子高齢化が進行し、ニートやひきこもりなど社会的に自立していない若者が増加傾向にあり、自発的に社会へ参画していこうという若者が少なくなっているなか、未来を担う若者自身の声を聴く、また、他にはない発想力を持つ若者の意見を道政に反映する。それらのことを通じて、若者の社会参加を促進していくことが、重要となっており、道といたしましても、これまで、「Ⅱ 道の若者の政策決定過程への参画状況」に記載しております「青少年の100人委員会」を設置して、様々な意見を聴いてきており、対象を青少年に絞ったものではありませんが、パブリックコメントや広聴事業、さらには、各種審議会などへの若者の参加を促す取組を進めております。国や他都府県におきましても、「Ⅲ 国・他都府県の事例」に記載のとおり、半数近くが何らかの取組を行っており、その取組は徐々に広がりを見せているところです。

次のページの「Ⅳ アンケート調査（試行）の実施」につきましては、ただいま説明したとおりであります。また、「Ⅴ 北海道青少年健全育成審議会における意見等」につきましては、説明を省略させていただきます。「Ⅵ 庁内検討会議」でございますが、12月21日に庁内の各代表課の方から意見をいただいているところであります。

最後になりましたが、「Ⅶ 中間まとめ」についてです。「1」の意見聴取方法についてですが、今回試行として実施した、インターネットを活用した定型フォーム入力方式の調査は、回答する方にとって参加しやすい方式でありますことから、多くの回答を得ることができました。一方で、会議やSNSの利用など、双方向での意見交換を望む回答も多くいただきましたが、特定のテーマに関して意見の方向を調査するのではなく、様々な観点から幅広く意見を聴取する上では効果があると考えられますことから、これにふさわしいテーマ選定や意見の把握の方法について検討が必要と考えております。今回のアンケートでは回答者の職業に偏りが見られたこと、インターネットから直接情報を得た方の割合が低かったことなどから、SNS利用などで不特定多数に意見を聴く場合に、偏りの少ない、より多くの参加者を得るための周知方法などにつきまして、今後さらに検討を進めてまいります。

次に、「2」の意見反映方法についてですが、道政への反映に向けた仕組みづくりにつきましては、先行している国や他都府県の事例について、さらに詳細な調査を行い、その結果をもとに、本道の実情に即した意見反映方法につきまして、庁内検討会議等におきまして、さらに、議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○寺島会長 はい、ありがとうございました。この後、次第といたしましては、報告事項とは区別して、議事の(2)で意見交換ということで、ご意見は、その際にいただきたいと存じます。ですので、調

査の方法とか、回答の結果や傾向を踏まえて、どのように反映させていくか、また、どう受け止めるべきかというようなご意見ですとかご感想は、意見交換のところでお願いできればありがたいのですが、ひとまず、ご質問をいただきたいと思います。ご質問とご意見やご感想では、なかなか明確に区別できないところもあるのですが、ご意見、ご感想は、後の意見交換のところでお願いいたします。まずは、ご質問ということで、いかがでしょうか。

○菅原委員 さきほど中間報告のなかでも、回答をされたのが、公務員の方が多かったというお話をされたと思うのですが、地域的に偏りとか、そういうものはあったのでしょうか。例えば、札幌方面に偏っているとか、そういったことがあったのかどうか、お伺いしたい。

○事務局（加藤主幹） 資料5の9ページをご覧いただきたいのですが、回答をいただいた方の振興局毎の居住地域を選択する欄がございます。これを分析いたしますと、国勢調査における29歳未満の人口比を見ても、大きく違うのは、石狩の部分が9.3パーセント少ないというのはあるのですが、その他は、おおむね人口割合に近いものとなっております、居住地域による差は、それほどなかったと考えております。

○河合副会長 質問でございます。資料5の4ページに、「公務員を含めた集計結果と公務員を抜いた集計結果とでは、回答の傾向に、大きな差異はなかった」とありますが、具体的に一つくらい例を挙げていただきまして、教えていただきたいと思っております。

○事務局（加藤主幹） 公務員を含めた集計結果と公務員を抜いた集計結果の差異につきましては、全部の項目のつきまして、別に集計したところ、大きな差異がなかったところがございます。

○河合副会長 違う質問の仕方をさせていただきます。例えば、14ページの質問1のところ、「このアンケートをどうやって知りましたか」という一覧があります。ここで、公務員の方の結果もでていられるわけですが、公務員の方の人数が多いので、全体を見たときに、公務員の方の動きが全体の動きと違いますか、傾向として現れることになりませうけれど、この現れ方というのが、質問全部を通して、同じ割合での影響であったというようなことなのでしょうか。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 正確を期すために、それぞれ集計表をつけておりますけれども、私どもの方で、全体集計をいたしました。それと同時に、公務員の三百数十名を除いた残りの五百数十名で同じ分析をいたしました。そして、それぞれの特性ですとか、回答傾向について確認をいたしました。まるっきり同じではもちろんありませんけれども、特徴的な変化があるかどうか、それを複数の目で確認して、大きな差はないということを確認したため、大きな違いはないということで載せさせていただいております。今回、私どもの職場のなかのネットワークの掲示板に載せており、そして、より多くの人から意見をいただくために市町村にも依頼をさせていただいております。そのようなことから、一番目につきやすかった我々道職員の仲間ですとか、市町村の若手職員、そのような方から多く意見をいただく結果となりました。そのため、道内の職業構成と比べれば、大きな差異が出たものですから、その辺を踏まえて周知方法について検討して参りたいと考えております。

○寺島会長 ありがとうございます。それでは、まだご質問があまりありませんけれども、意見交換のなかでもまたご質問いただくことができるかと存じますので、意見交換というところに切り替えさせていただきたいと思っております。では、続きまして、議事の(2)の意見交換ということで、テーマは、さきほども申し上げましたとおり、前回の審議会に引き続いて、「若者意見の聴取について」ということとでございます。前回の審議会では、出席いただきました委員全員に一通りご発言いただきましたので、まずは、前回欠席でございました、鹿野内委員、菅原委員、家守委員、お三方にご感想でも結構

でございますので、ご意見を頂戴いたしたいと思えます。時間の関係もでございますので、目安といたしましては、お一人2分程度でお願いしたいと存じます。それでは、鹿野内委員からお願いできますか。

○鹿野内委員 あまり頭の中ではまとまっていますけれども、今回、若者の意見ということで、分析など色々聞かせていただきましたけれど、非常に貴重なデータだということを改めて感じました。先ほど、私は全体像はというお話しをお聞きしたのですけれども、この分析をいかにやっていくかというのが、さらに進めていく上で大事なのかなと思えます。先ほど、全体像の話しをされておりましたけど、私が感じていること、それから、普段、中学生を教育しているわけですけれども、やはり中学生などを見ますと、明らかに反社会的な傾向というのは少なくなってきておまして、不登校とかコミュニケーション能力が欠けているとか、非社会的な傾向が強くなってきているということだと思えます。一見、非常におとなしくて良い子というような感じの子が多いのかなと思うのですけれども、自分で生き方を切り拓いていくだけの力が備わっているのかということ、例えば10年前、20年前の子ども達と比べた時に、幼児性といいますか、子どもっぽいといいますか、そういうところを感じるなど、常々思っておりましたので、こういう結果を見ると、やはりそういう傾向があるのだろうなという気がしております。やはり、中学生・高校生、またはそれを卒業してからどうにかなるというものではないと思えますので、個人的には、幼児教育というのは非常に重要なのかなと感じているところです。また、親が子どもを育てるのが当然、家庭の基本であるわけですけれども、子育てというものが如何になされているかということ、家族の人数が少ない、地域との関わりの少ないなかで、今の社会の中で子育てをどうそれぞれの家庭で行っていくかという時に、どんなアプローチができるのかというのが、すごく重要になってくるのだろうなということを感じております。子ども達の様子もだいぶ変わってきておますし、判断力がつく前に、情報量も多く速いという状況でございますので、そこから辺も、何とか対処しかできないというのが悲しいところではあります。そのように感じております。今後、どうしたらいいのか、色々な対策を講じられていて、事業もたくさんやられているということは、非常に評価できるころだとは思いますが、難しい部分もあるのだろうなというのが正直なところでございます。感想でしかなくて申し訳ございません。以上でございます。

○寺島会長 ありがとうございます。では、続きまして、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 さきほども質問等させていただいたのですが、アンケートで公務員の方が多かったのも、やはり幅広く、会社員や自営業の方、学生さんですとか、如何にアンケートに参加していただくためのアピールが、もう少し増えていかなければならないのかなと、感じております。今後、本審議会において、できる限り、どこまでできるかは分かりませんが、協力させていただきたいと思っております。

○寺島会長 ありがとうございます。続きまして、家守委員、お願いいたします。

○家守委員 アンケート結果は、私も若者を支援している上で非常に参考になり、勉強させていただく部分も多々あって、ありがたく聞かせていただいたところです。アンケートの感想になると思うのですけれども、「分からない」とか、他人が判断したものは他人のものであって自分がとやかく言うことではないみたいな印象を感じまして、そういう意味で社会性が養われていないというような趣旨の発言もあったかと思うのですが、私もそのように感じたところです。これは、どうしてなのかということをも業務の傍らで考えているところなのですが、北海道単位で考えると、やはり非常に広大な大地で難しい問題もあるのですが、核家族化ですとか、地域のコミュニティが縮小しているというのもよく聞かれる話ですが、そういったところが大きく影響しているのかなと感じています。アンケート調査も非常にありがたいものでありますし、今後、多様な意見を取り入れるということで会議も開

催されることは、非常に良いことだと思いますが、なかなか意見を言えない、コミュニティが縮小した結果、社会性を上手に養えてこられなかった若者に関わる機会の多い者としては、意見を言わないとか言えないというような育ち方をしている若者も多いので、会議にはそういった若者の意見は出てこないイメージするところです。ですから、そういった若者の意見を是非取り入れていただきたいですし、そのためには、いま関わっているNPOであったり、ひきこもり成年相談センターさんとか、普段から関わっているところと協力して意見を獲得するというのも、是非、お願いしたいところでもあります。また、さきほど質問させていただいたのですけれども、ニートやひきこもり状態にある若者の実態がどうなのかということ、すごく感じるところでして、さきほど、国が出している調査で若年無業者率は、確か、1.何パーセントという数字だったかと思うのですが、北海道はどうかと、また、私は苫小牧にいますので、北海道との違いや苫小牧市との違いですとか、そういったものはどうなのだろうかと感じるところです。支援に当たっては、どうしても目標というのがありますので、例えば、年間100名就職させるという目標が、果たしていいのかということもなかなか分かりづらいのです。実態がないので。市町村単位で実態を把握しているというのは、私の活動する範囲で聞いたことはありませんので、実態の調査を是非お願いしたいところです。あと、非社会性とか幼稚性とかのお話がありましたけれども、教育を充実させていくというのは、一つの対策のアプローチになると思うのですけれども、一方で、教育、教えて学んでいくというのももちろんあるのですけれども、やってみないと分からないという子どもや若者もいると思いますので、やってみることができる、他人と付き合ってみて上手くいく、失敗するという経験を積むことで社会性を養うことも大切で、そういった失敗するという機会を提供といいますか、支援していけるかということが、一つ重要な視点ではないかなという思いです。以上です。

○寺島会長 ありがとうございます。色々貴重なご意見を頂戴いたしました。ほかの委員の皆様、どうぞ、何かおありでしたら、おっしゃっていただきたいと存じます。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 会長、よろしいでしょうか。

○寺島会長 はい、どうぞ。

○事務局（宮岡青少年担当課長） さきほど、秋葉委員からご質問がありましたひきこもりの定義と推定値なのですが、平成27年度に内閣府から出されている子供・若者白書に基づき、改めて、正式な定義と全国の推定値のご報告をさせていただきます。狭い範囲、いわゆる狭義のひきこもりについては、23万6千人と推定されております。内訳といたしまして、自分の部屋からほとんど出ないという方が4万7千人、自分の部屋からは出るが家からは出ないという方が3万5千人、普段は家にいるが、近所のコンビニくらいには出かけるという方が15万3千人、ここまでが、狭義のひきこもり、合計23万6千人でございます。そして、さきほど、私、広義のひきこもりと言いましたが、言葉遣いとして正式には、準ひきこもりという言い方になります。普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出することができる、これが、46万人。全て合わせまして、69万6千人というのが、全国の推計値となっております。以上でございます。

○原委員 よろしいでしょうか。若者意見の聴取ですが、例えば、14歳の子どもと大学生と、それから社会に出ている若者、ここの方々については、回答に差とかはなかったのでしょうか。といいますのは、一般に聞いたときに、概ね回答の開きは生じないと思うのですが、その年代であれば考え方の違いなどから、開きがあつて当然かなと思うのですが、今回はどうだったのかなとお聞きしたいのです。

○事務局（加藤主幹） 資料5の14ページをお開き下さい。一番上に記載がありますが、「14歳以下」、

「15～19 歳」、「20～24 歳」、「25～29 歳」と年齢別に回答の傾向を出しております。例えば、16 ページになりますが、年齢別の傾向を載せており、ご意見を伺う際の方法としては、年齢が若いほど会議形式を望んでおり、逆に年齢が高くなるほどインターネットによるものを望む割合が高くなっておりまして、年齢による傾向が顕著なものは、傾向欄に載せております。

○事務局（宮岡青少年担当課長） 若干補足させていただきます。いま、加藤主幹が申し上げたとおり、属性ごとの特徴を設問毎に載せさせていただいております。まず、全体として、回答者の年齢別を 6 ページに載せてございます。ここでは、5 歳きざみでございますが、やはり、年が高くなるにつれて回答率が高くなっております。また、二つ目の○（まる）として、年齢が高いほど、その他意見欄への書き込みも多く、複数回答可としたものについては、その回答数、選択項目も多くなっています。そして、質問の 2、3、関心が高いもの、あるいは力を入れるべき施策、質問の 2 については、19 ページの傾向のところの上から三つ目の○（まる）に、年齢別の傾向を記載してございます。「日常のくらしや医療、福祉」を一番に選んだのは、どの年齢区分でも同じでしたが、項目 3 の「教育・文化に関すること」や項目 4 の「産業・経済に関すること」については、年齢が高くなるほどその項目を選んだ人が多いというような傾向が出ております。質問 3 の(1)、経済・産業について力を入れるべき項目につきましては、22 ページの傾向として記載した部分の上から二つ目の○（まる）で、選択個数自体も年齢が増えるに従って増えており、「わからない」を除く全ての項目で支持が高くなっていると、そのような形で、各設問で年齢別での傾向、あるいは他の属性での傾向につきましても、私どもの気がつく範囲で記載させていただいております。

○原委員 ありがとうございます。年齢で変わる傾向ですとか、今後、さきほどお話しがあったように、本当に引きこもってしまったとか、色々な問題を抱える若者達の意見をどうやって汲み取ってあげればいいかなど、工夫が必要だなと感じました。また、いま、子どもの貧困が問題となっておりますが、貧困の家庭で育ったお子さんというのは、なかなかネットに触れることができないお子さんがいることもあるかと思っておりますので、これから色々と工夫した方がよいと思います。

○河合副会長 ちょうどいま、年齢層の傾向をご報告いただいたところですけど、14 ページに一覧がありますけれど、「20～24 歳」のところ、「25～29 歳」のところ、トータルで 703 名だと思うのですが、公務員の方々の年齢は、おそらくこの二つの年齢層に重なると思うのですが、そう考えましたときに、703 名のうち 364 名の方が公務員の方々になるかと思うのです。そうしますと、ただ年齢が上がるという、年齢という要因だけなのかなと感じております。それと、さきほど鹿野内委員も仰ったとおり、色々なことがここから読み取れるのかなと見て思いました。ただ、どこに焦点をあてるのが難しいなとも思ひまして、広く意見を聴くことにするのか、あるいは、これまで行政の方に声が届いてきていない方々に焦点を当てたいのか、やはり、一つの方法ではなく、ある特徴を持った方々にちょうど良い方法を見つけていくしかないかなと思います。また、周知の方法と、実際の入力の方法と言ったらいいのでしょうか、それは別途と考えた方がよいのではないかと思います。入力やはりネットというのは、いまの時代でございますので、入力しやすい、使いやすいと思うのですが、周知をネットでという、やはり偏りがでてくるのだろうなと思います。それと、20 歳以下と 20 歳以上を一緒にするのは、無理があるかなという気がしないではなく、あと、小学生には小学生の意見があると思うのですが、それをどうキャッチするか、インターネットを使えない状況もあるのではないかと考えます。また、少しずれるかもしれませんが、困っている方を周りで見ている方々の意見を聴くのもありかもしれないと思いました。

○寺島会長 最後に、私の方からも、少しお時間をいただきまして、発言させていただきます。まず、調査方法につきまして、インターネットを中心とした方法を引き続き使用するという事は、よろしいのかと思うのですけれども、前回の審議会でも、また、今回の審議会でもご意見ありましたように、

特定の方にモニター調査のようにして意見を伺う、直接お会いして意見を伺うというほかに、NPOに相談に来ているような方からお話しを聴取するというようなやり方もあるのではないかとのご意見も頂戴しております。私もそうした、なかなかインターネットのアンケートにお答えいただけないような方に対しては、そうしたフォローの仕方が重要ではないかと考えます。また、2点目といたしまして、質問の項目なのですけれども、選んだ選択肢について、身近なところで見聞きした具体的な問題で、もっと注目してほしいと思うものを記述の形で回答していただけて補ってもらうというようなやり方もあるのではないかと。選択肢を選ぶという形でご回答をいただければ、集計として円滑にスムーズになされるのですけれども、身近なところで特にこういうことを問題として見聞きして、もっとこういうのに注目して欲しいというのを記述で回答してもらうと、選択肢にはない問題が発掘できるのではないかとこの気もしております。これは、集計がその分難しくなるかとは思いますが、ご検討いただければと考えております。

委員の皆様から、たくさん貴重なご意見をいただくことができました。ありがとうございました。引き続き、事務局におかれましても、この件進めていただければと思います。

4 その他

○寺島会長 終了時刻が迫ってきておりますが、委員の皆様から、「その他」として何かございますか。

(発言無し)

○寺島会長 よろしいでしょうか。それでは、事務局から、「その他」として何かございますか。

○事務局(加藤主幹) はい、次回の審議会でございますが、6月ごろの開催を予定しております。また、この後、若干、会場内の変更をさせていただき、平成27年度第5回の社会環境整備部会を開催させていただきますので、部会の委員の皆様は、引き続き、よろしく願いいたします。

○寺島会長 はい、ありがとうございます。部会委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございますが、部会の方もどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日の審議会の議事を終了いたします。皆様、長時間にわたりまして、お疲れ様でございます。ありがとうございました。

5 閉会

○事務局(宮岡担当課長) 寺島会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度第3回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。皆様、大変お疲れ様でございます。ありがとうございました。

以上